

被災者生活再建支援法

平成10年 5月22日法律第66号	第142回通常国会 第2次橋本内閣
改正	
平成11年11月16日法律第114号	
平成16年 3月31日法律第13号	
平成18年 6月 2日法律第50号	
	[平成20年12月1日から施行]
平成19年11月16日法律第114号	

目次	
第1章 総則	第1条・第2条
第2章 被災者生活再建支援金の支給	第3条-第5条
第3章 被災者生活再建支援法人	第6条-第17条
第4章 国の補助等	第18条-第20条
第5章 雑則	第21条・第22条
第6章 罰則	第23条-第25条
附則	

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 二 被災世帯 政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であつて次に掲げるものをいう。

イ 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯

ロ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至つた世帯

ハ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

ニ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければならない当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロ及びハに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。）

第2章 被災者生活再建支援金の支給

(被災者生活再建支援金の支給)

第3条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となつた世帯の世帯主に對し、当該世帯主の申請に基づき、被災者生活再建支援金(以下「支援金」という。)の支給を行うものとする。

2 被災世帯(被災世帯であつて自然災害の発生時においてその属する者の数が1である世帯(第5項において「単身世帯」という。)を除く。以下この条において同じ。)の世帯主に対する支援金の額は、100万円(大規模半壊世帯にあつては、50万円)に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。

- 一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 200万円
- 二 その居住する住宅を補修する世帯 100円
- 三 その居住する住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅を除く。)を賃借する世帯 50万円
- 3 前項の規定にかかわらず、被災世帯が、同一の自然災害により同項各号のうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、100万円(大規模半壊世帯にあつては、50万円)に当該各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、前条第2号ハに該当する被災世帯であつて政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、300万円を超えない範囲内で政令で定める額とする。
- 5 単身世帯の世帯主に対する支援金の額については、前3項の規定を準用する。この場合において、第2項及び第3項中「100万円」とあるのは「75万円」と、「50万円」とあるのは「37万5千円」と、第2項中「200万円」とあるのは「150万円」と、前項中「300万円」とあるのは「225万円」と読み替えるものとする。(支給事務の委託)

第4条 都道府県は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を第6条第1項に規定する支援法人に委託することができる。

2 都道府県(当該都道府県が前項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を第6条第1項に規定する支援法人に委託した場合にあつては、当該支援法人)は、支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができる。(政令への委任)

第5条 支援金の申請期間、支給方法その他の支援金の支給に関し必要な事項は、政令で定

める。

第3章 被災者生活再建支援法人 (指定等)

第6条 内閣総理大臣は、被災者の生活再建を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議するものとする。

3 内閣総理大臣は、第1項の規定による指定をしたときは、支援法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

4 支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第7条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第3条第1項の規定により支援金を支給する都道府県(第4条第1項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した都道府県を除く。)に対し、当該都道府県が支給する支援金の額に相当する額の交付を行うこと。

二 第4条第1項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

(費用の支弁)

第8条 支援法人は、第4条第1項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うときは、支援金の支給に要する費用の全額を支弁する。

(基金)

第9条 支援法人は、支援業務を運営するための基金（以下この条において単に「基金」という。）を設けるものとする。

2 都道府県は、支援法人に対し、基金に充てるために必要な資金を、相互扶助の観点を踏まえ、世帯数その他の地域の事情を考慮して、拠出するものとする。

3 都道府県は、前項の規定によるもののほか、基金に充てるために必要があると認めるときは、支援法人に対し、必要な資金を拠出することができる。

(運営委員会)

第10条 支援法人は、運営委員会を置くものとする。

2 次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。

一 次条第1項に規定する業務規程の作成及び変更

二 第12条第1項に規定する事業計画書及び収支予算書の作成及び変更

3 運営委員会は、前項に定めるもののほか、支援業務の運営に関する重要事項について、支援法人の代表者の諮問に依じて審議し、又は支援法人の代表者に意見を述べることが

できる。

4 運営委員会の委員は、都道府県知事の全国的連合組織の推薦する都道府県知事をもって充てるものとする。

(業務規程の認可)

第11条 支援法人は、支援業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(以下この条において「業務規程」という。)を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣は、前項の認可をした業務規程が支援業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項は、内閣府令で定める。

(事業計画等)

第12条 支援法人は、毎事業年度、内閣府令で定めるところにより、支援業務に関する事業計画書及び収支予算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 支援法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度終了後、支援業務に関する報告書及び収支決算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第13条 支援法人は、支援業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

(秘密保持義務)

第14条 支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第7条第2号の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報告)

第15条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、当該業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせることができる。

(監督命令)

第16条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。(指定の取消し等)

第17条 内閣総理大臣は、支援法人がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したときは、第6条第1項の指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

2 第6条第2項の規定は、前項の規定により指定の取消しをしようとするときについて準用する。

3 内閣総理大臣は、第1項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第4章 国の補助等 (国の補助)

第18条 国は、第7条第一号の規定により支援法人が交付する額及び同条第二号の規定により支援法人が支給する支援金の額の2分の1に相当する額を補助する。

(地方債の特例)

第19条 第9条第2項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出に要する経費については、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

(国の配慮)

第20条 国は、第9条第2項及び第3項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

第5章 雑則

(公課の禁止)

第21条 租税その他の公課は、支援金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第22条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第23条 第14条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第24条 第15条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第25条 支援法人の代表者又は支援法人の代理人、使用人その他の従業者が、支援法人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、支援法人に対して、同条の刑を科する。

附則 (抄)

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、第3条(第4条第1項の規定により支援金の支給に関する事務の委託があった場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降の年度において、都道府県の基金に対する資金の拠出があった日として内閣総理大臣が告示する日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯について適用する。

附則 (平成11年12月22日法律第160号) (抄)

(施行期日)

第1条 この法律〔中略〕は、平成13年1月6日から施行する。

附則 (平成16年3月31日法律第13号) (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(支援金の支給に関する経過措置)

第2条 改正後の被災者生活再建支援法（以下「新法」という。）第3条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給について適用し、施行日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給については、なお従前の例による。

第3条 前条の規定にかかわらず、施行日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯のうち、施行日前に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定により避難のための立退きの指示を受けた者であつて、施行日以後に、当該指示に係る地域（施行日以後に同条第4項の規定により避難の必要のなくなった旨の公示があった地域に限る。以下この条において同じ。）において自立した生活を開始する者又は当該指示に係る地域において自立した生活を開始することが著しく困難であることが明らかになったことにより当該地域以外の地域において自立した生活を開始することとなる。この場合において、同条第一号中「300万円」とあるのは「300万円から被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成16年法律第13号）の施行前に支給された支援金の額を減じた額」と、同条第二号中「150万円」とあるのは「150万円から被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行前に支給された支援金の額を減じた額」とする。

(被災者生活再建支援基金に関する経過措置)

第4条 この法律の施行の際現に改正前の被災者生活再建支援法第6条第1項の規定による指定を受けている被災者生活再建支援基金は、新法第6条第1項の規定による指定を受けた被災者生活再建支援法人とみなす。

附則 (平成18年6月2日法律第50号) (抄)

(施行期日)

1 この法律は、一般社団・財団法人法〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律＝平成18年法律第48号〕の施行の日から施行する。〔後略〕

附則 (平成19年11月16日法律第114号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(支援金の支給に関する経過措置)

第2条 この法律による改正後の被災者生活再建支援法（次条において「新法」という。）第3条第1項の規定は、この法律の公布の日（以下「公布日」という。）以後に生じた

自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援助金の支給について適用し、公布日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援助金の支給については、なお従前の例による。

第3条 前条の規定にかかわらず、平成19年能登半島地震による自然災害、平成19年新潟県中越沖地震による自然災害、平成19年台風第11号及び前線による自然災害又は平成19年台風第12号による自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主が公布日以後に申請を行った場合における支援助金の支給については、新法第3条第1項の規定を適用する。この場合において、この法律による改正前の被災者生活再建支援助法第3条の規定により、当該世帯主に対し、同一の自然災害について既に支援助金が支給されているときは、同項の規定に基づき支給される支援助金の額は、新法第3条第2項から第5項までの規定による支援助金の額から、当該既に支給された支援助金の額を減じた額とする。

(内閣府設置法の一部改正)

第4条 内閣府設置法(平成11年法律第89号)の一部を次のように改正する。
第4条第3項第11号中「第3条」を「第3条第1項」に改める。

被災者生活再建支援助法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

〔平成19年11月9日
衆議院災害対策特別委員会〕

自然災害による被災者がその被害から回復するためには、日常生活の再建とともに、その生活の基盤たる「住まい」の再建を欠かすことはできない。また被災地における住宅再建は、単に個人レベルにおける再建だけではなく、地域社会の迅速な復興のためにも極めて重要である。かかる見地から、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1. 支援助金の支給限度額については、被災者の住宅再建に対する意欲に十分応え得るよう、今後の実績等を踏まえ、引き続き検討すること。
2. 支援助金支給等の前提となる住宅の被害認定については、浸水被害及び地震被害の特性にかんがみ、被害の実態に即して適切な運用が確保されるよう検討を加えること。
3. 支援助金の申請及び支給状況等を勘案し、本法施行後4年を目途として、対象及び負担のあり方を含め、制度の見直しなどの総合的な検討を加えること。
4. 被災世帯の認定にあたり、各地域において、格差の生じないように、関係機関において必要な方法を講ずること。

右決議する。

〔平成19年11月8日
参議院災害対策特別委員会〕

自然災害による被災者がその被害から回復するためには、日常生活の再建とともに、その生活の基盤たる「住まい」の再建を欠かすことはできない。また被災地における住宅再建は、単に個人レベルにおける再建だけではなく、地域社会の迅速な復興のためにも極めて重要である。かかる見地から、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1. 支援金の支給限度額については、被災者の住宅再建に対する意欲に十分応え得るよう、今後の実績等を踏まえ、引き続き検討すること。
2. 本法施行後4年を目途として、支援金の支給限度額、国の補助割合を含め、制度の見直しを行うなどの総合的な検討を加えること。

右決議する。

平成10年11月 5日政令第361号
改正
平成12年 6月 7日政令第303号
平成16年 3月31日政令第99号
平成17年 6月22日政令第216号
平成19年12月12日政令第361号
平成22年 9月 3日政令第192号

(支援金の支給に係る自然災害)

第1条 被災者生活再建支援法（以下「法」という。）第2条第2号の政令で定める自然災害は、次の各号のいずれかに該当する自然災害とする。

- 一 自然災害により災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項の規定により同条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当することとなるものを含む。）が発生した市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の1第19第1項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区とする。以下この条において同じ。）の区域に係る当該自然災害
- 二 自然災害により10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る当該自然災害
- 三 自然災害により100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る当該自然災害
- 四 自然災害によりその区域内のいずれかの市町村の区域において第一号又は第二号に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口（地方自治法第254条に規定する人口をいう。次号及び第六号において同じ。）10万未満のものに限る。）の区域であつて、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害
- 五 第三号又は前号に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であつて、第一号から第三号までに規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害
- 六 第三号又は第四号に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であつて、その自然災害により5（人口5万未満の市町村にあつては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害

(構造耐力上主要な部分)

第2条 法第2条第2号ニの政令で定める基礎、基礎ぐい、壁、柱等は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に定めるものとする。

(特定長期避難世帯に係る支援金の額の特例)

第3条 法第3条第4項の政令で定める世帯は、次に掲げる世帯（同条第2項第一号に掲げる世帯であるものを除く。以下「特定長期避難世帯」という。）とする。

- 一 当該自然災害について災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項若しくは第5項の規定による立退きの勧告若しくは指示又は同法第61条第1項の規定による立退きの指示（以下「避難勧告等」という。）がその区域の全部について行われた市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に当該避難勧告等が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該避難勧告等が行われていた期間が通算して3年を経過したものうち、当該市町村の区域の全部又は一部について同法第60条第4項（同法第61条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公示がされた日から起算して2年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの
- 二 当該自然災害について災害対策基本法第63条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）若しくは第2項の規定による警戒区域への立入りの制限若しくは禁止又は警戒区域からの退去の命令（以下「立入制限等」という。）がその区域の全部について行われた市町村の区域内に当該立入制限等が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該立入制限等が行われていた期間が通算して3年を経過したものうち、当該市町村の区域の全部又は一部が警戒区域でなくなった日から起算して2年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの

- 2 法第3条第4項の政令で定める額は、同条第2項の規定による額（同条第3項に規定する場合にあつては、同項の規定による額）に70万円を加えた額（その額が300万円を超えるときは、300万円）とする。
- 3 前2項の規定は、法第2条第二号へに該当する単数世帯について準用する。この場合において、第1項中「同条第2項第一号」とあるのは「同条第5項において読み替えて準用する同条第2項第一号」と、前項中「同条第2項」とあるのは「同条第5項において読み替えて準用する同条第2項」と、「同条第3項」とあるのは「同条第5項において読み替えて準用する同条第3項」と、「70万円」とあるのは「52万5千円」と、「300万円」とあるのは「225万円」と読み替えるものとする。

（支援金の支給の申請）

第4条 法第3条第1項の規定による支援金（同条第2項各号（同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額及び前条第2項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。第3項において同じ。）の規定による加算額に係る部分を除く。）の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して13月を経過する日までに、申請書に、当該世帯が被災世帯であることを証する書面その他内閣府令で定める書面を添えて、これを都道府県（当該都道府県が法第4条第1項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した場合にあつては、当該支援法人。以下この条において同じ。）に提出してしなければならない。

- 2 法第3条第1項の規定による支援金（同条第2項各号に定める額に係る部分に限る。）の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して3月を経過する日までに、申請書に、同条第2項各号に掲げる世帯に該当することを証する書面その他内閣府令で定める書面を添えて、これを都道府県に提出してしなければならない。

い。

- 3 法第3条第1項の規定による支援金（前条第2項に規定する加算額に係る部分に限る。）の支給の申請は、当該避難勧告等又は立入制限等が行われている期間が通算して3年を経過した日から起算して13月を経過する日までに、申請書に、当該世帯が特定長期避難世帯であることを証する書面その他内閣府令で定める書面を添えて、これを都道府県に提出してしなければならない。

- 4 前3項の規定にかかわらず、都道府県は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により被災世帯の世帯主がこれらの規定に規定する期間内に法第3条第1項の規定による支援金の支給の申請をすることができないと認めるときは、その期間を延長することができる。（内閣府令への委任）

第5条 この政令に規定するもののほか、この政令の実施のための手続その他必要な事項は、内閣府令で定める。

附 則 （施行期日）

- 1 この政令は、法の施行の日（平成10年11月6日）から施行する。（合併市町村に係る特例）
- 2 平成32年3月31日までに行われた市町村の合併（2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。以下この項において同じ。）により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村（以下この項において「合併市町村」という。）の区域のうち合併関係市町村（市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となった市町村をいう。以下この項において同じ。）の区域であった区域に係る法第2条第2号の政令で定める自然災害は、第1条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する自然災害とする。

一 第1条第四号に規定する都道府県の区域のうち合併関係市町村（合併前人口（市町村の合併が行われた日前の直近において官報で公示された国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。次号及び第三号において同じ。）が10万未満のものに限る。）の区域であった区域であつて、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害（当該区域に係る市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く5年以内に生じたものに限る。）

二 第1条第三号又は第四号に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域のうち合併関係市町村（合併前人口が10万未満のものに限る。）の区域であった区域であつて、同条第一号から第三号までに規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害（当該区域に係る市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く5年以内に生じたものに限る。）

三 第1条第三号又は第四号に規定する都道府県が2以上ある場合における合併関係市町村（合併前人口が10万未満のものに限る。）の区域であった区域であつて、その

自然災害により5（合併前人口が5万未満の合併関係市町村の区域であったもの）にあつては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したもの（以下この号において「特定区域」という。）及び特定区域（合併前人口が5万未満の合併関係市町村の区域であつたものに限る。以下この号において「被隣接区域」という。）に隣接する区域（被隣接区域の全部又は一部（その自然災害により一以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した区域に限る。）を含む市町村の区域内の区域に限る。）のうち被隣接区域に係る市町村の合併が行われた日前5年目に当たる日から、被隣接区域に係る市町村の合併が行われた日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に市町村の合併が行われた合併関係市町村の区域であつた区域であつて、その自然災害により1以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したもの（当該区域に係る合併関係市町村（以下この号において「隣接合併関係市町村」という。）の合併前人口（その区域の一部が合併市町村の区域の一部となつた合併関係市町村にあつては、当該合併関係市町村の当該合併市町村の区域の一部となつた区域の合併前の人口（当該合併関係市町村の合併前人口を市町村の合併が行われた日の現在により都道府県知事の調査した人口に比列して算出したものをいう。）。以下この号において同じ。）及び被隣接区域に係る合併関係市町村の合併前人口の合計（隣接合併関係市町村が複数ある場合は、それらすべての合併前人口及び被隣接区域に係る合併関係市町村の合併前人口の合計）が5万未満である場合に限る。）に係る当該自然災害（特定区域に係る市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く5年以内に生じたものに限る。）

附 則（平成12年6月7日政令第303号）（抄）

（施行期日）

第1条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附 則（平成16年3月31日政令第99号）

この政令は、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成16年法律第13号）の施行の日（平成16年4月1日）から施行する。

附 則（平成17年6月22日政令第216号）

（施行期日）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この政令による改正後の被災者生活再建支援法施行令（以下「新令」という。）第4条の規定は、平成16年4月1日以後に生じた自然災害により被災世帯となつた世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金について適用し、同日前に生じた自然災害により被災世帯となつた世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成16年4月1日前に生じた自然災害により被災世帯となつた世帯のうち、同日前に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第

1項の規定による避難のための立退きの指示を受けた者であつて、同日以後に、当該指示に係る地域（同日以後に同条第4項の規定による避難の必要がなくなつた旨の公示があつた地域に限る。）において自立した生活を開始する者又は当該地域において自立した生活を開始することが著しく困難であることが明らかになつたことにより当該地域以外の地域において自立した生活を開始する者に係る世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金については、新令第4条の規定を適用する。

附 則（平成19年12月12日政令第361号）（抄）

（施行期日）

1 この政令は、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成19年法律第114号）の施行の日（平成19年12月14日）から施行する。

附 則（平成22年9月3日政令第192号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の被災者生活再建支援法施行令第1条第6号及び附則第2項の規定は、平成22年6月11日以後に生じた自然災害について適用する。

被災者生活再建支援法施行規則

平成10年11月6日総理府令第68号
改正
平成12年8月14日総理府令第103号
平成16年3月31日内閣府令第27号
平成17年3月4日内閣府令第15号
平成17年6月22日内閣府令第77号
平成19年1月31日内閣府令第15号
平成19年12月12日内閣府令第85号

(令第4条第1項の内閣府令で定める書面)

第1条 被災者生活再建支援法施行令(以下「令」という。)第4条第1項の内閣府令で定める書面は、当該自然災害の発生時における当該被災世帯に属する者の数を証する書面とする。

(指定の申請)

第2条 被災者生活再建支援法(以下「法」という。)第6条第1項の規定により指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 事務所の所在地
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
 - 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - 二 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
 - 三 指定の申請に関する意思の決定を証する書面
 - 四 法第7条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画書
 - 五 法第7条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施できることを証する書面(名称等の変更の届出)

第3条 支援法人は、法第6条第4項の規定により届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 変更後の名称、住所又は事務所の所在地
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(業務規程の変更の認可の申請)

第4条 支援法人は、法第11条第1項後段の規定により認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(法第11条第3項の内閣府令で定める事項)

第5条 法第11条第3項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第3条第1項の規定により支援金を支給する都道府県に対し行う支援金の額に相当する額の交付に関する事項
- 二 法第4条第1項の規定により都道府県の委託を受けて行う支援金の支給に関する事務に関する事項
- 三 法第4条第2項の規定による支援金の支給に関する事務の市町村への委託に関する事項
- 四 運営委員会に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、支援業務の実施に関し必要な事項(経理原則)

第6条 支援法人は、その業務の財政状態を明らかにするため、財産の増減及び異動をその発生の実実に基づいて経理しなければならない。

(区分経理の方法)

第7条 支援法人は、支援業務に係る経理について特別の勘定(次条、第10条第2項及び第11条第2項において「支援業務特別勘定」という。)を設け、支援業務以外の業務に係る経理と区別して整理しなければならない。

(資金の繰入れ及び融通)

第8条 支援法人は、支援業務特別勘定から支援法人が設けるその他の勘定(以下本条において「その他の勘定」という。)へ、又はその他の勘定から支援業務特別勘定へ資金の繰入れをしてはならない。

2 その他の勘定から支援業務特別勘定への資金の融通は、融通する勘定から支援業務特別勘定への貸付けとして整理するものとする。

(事業計画書等の提出)

第9条 法第12条第1項前段の規定による事業計画書及び収支予算書の提出は、毎事業年度開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- 一 前事業年度の予定貸借対照表
- 二 当該事業年度の予定貸借対照表
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該収支予算書の参考となる書類
- 2 前項の事業計画書には、支援業務に関する計画その他必要な事項を記載しなければならない。
- 3 第1項の収支予算書は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。
- 4 支援法人は、事業計画書又は収支予算書を変更しようとするときは、法第12条第1項後段の規定により遅滞なく変更しようとする事項及びその理由を記載した書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算書の変更が第1項第2号又は第3号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

第10条 支援法人は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、

収入支出予算に予備費を設けることができる。
2 支援法人は、支援業務特別勘定の予備費を使用したときは、速やかにその旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類をもつてするものとする。
(予算の繰越し)

第11条 支援法人は、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終わらないものについて、予算の実施上必要があるときは、これを翌事業年度に繰り越して使用することができる。

2 支援法人は、支援業務特別勘定について前項の規定による繰越しをしたときは、当該事業年度終了後2月以内に、繰越計算書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 前項の繰越計算書は、支出予算と同一の区分により作成し、かつ、当該繰越計算書に繰越しに係る経費の予算現額並びに当該経費の予算現額のうち支出決定済額、翌事業年度への繰越額及び不用額を記載しなければならない。
(事業報告書等の提出)

第12条 法第12条第2項の規定による事業報告書及び収支決算書の提出は、毎事業年度終了後3月以内に行わなければならない。

(収支決算書)

第13条 法第12条第2項の収支決算書は、収入支出予算と同一の区分により作成し、かつ、当該収支決算書に次に掲げる事項を示さなければならない。

一 収入

イ 収入予算額

ロ 収入決定済額

ハ 収入予算額と収入決定済額との差額

二 支出

イ 支出予算額

ロ 前事業年度からの繰越額

ハ 予備費の使用の金額及びその理由

ニ 支出予算の現額

ホ 支出決定済額

ヘ 翌事業年度への繰越額

ト 不用額

(会計規程)

第14条 支援法人は、その財務及び会計に関し、法及びこの府令で定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

2 支援法人は、前項の会計規程を制定し、又は変更したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なく内閣総理大臣に提出しなければならない。

附 則

1 この府令は、公布の日から施行する。

2 この府令の公布の日から平成11年3月31日までの間は、第5条第一号中「知的障害者更生相談所」とあるのは「精神薄弱者更生相談所」と、「知的障害者」とあるのは「精神薄弱者」とと、別表の7の項の第1欄及び第3欄中「高等学校、中等教育学校」とあるのは「高等学校」と読み替えるものとする。

附 則 (平成12年8月14日総理府令第103号)

この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日(平成13年1月6日)から施行する。

附 則 (平成16年3月31日内閣府令第27号)

この府令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月4日内閣府令第15号)

この府令は、平成17年3月7日から施行する。

附 則 (平成17年6月22日内閣府令第77号)

(施行期日)

1 この府令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の被災者生活再建支援法施行規則(以下「新規則」という)は、平成16年4月1日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に

対する被災者生活再建支援金について適用し、同日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、平成16年4月1日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯のうち、同日前に災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第60条第1項の規定による避難のための立退きの指示を受けた者であつて、同日以後に、当該指示に係る地域(同日以後に同条第4項の規定による避難の必要がなくなった旨の公示があつた地域に限る。)において自立した生活を開始する者又は当該地域において自立した生活を開始することが著しく困難であることが明らかになったことにより当該地域以外の地域において自立した生活を開始する者に係る世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金については、新規則の規定を適用する。

附 則 (平成19年1月31日内閣府令第15号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年12月12日内閣府令第85号)

この府令は、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律(平成19年法律第114号)の施行の日(平成19年12月14日)から施行する。

各都道府県知事 殿
財団法人都道府県会館 理事長 殿

内閣府政策統括官 (防災担当)

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について

「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」(平成19年法律第114号。以下「改正法」という。)は平成19年11月16日に公布され、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行期日」(平成19年政令第360号)により、同年12月14日より施行され、併せて、「被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令」(平成19年政令第361号)及び「被災者生活再建支援法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成19年内閣府令第85号)も同日付けで施行された。

法の施行については、別紙1「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」に示す今回の制度改正の趣旨等を踏まえ、別紙2「被災者生活再建支援法の施行上留意すべき点について」に示す事項に留意して、適切な運用に努められるとともに、都道府県にあつては、速やかに関係事項を貴管内の市町村に周知方取り計らわれ、被災者の生活再建支援に万全を期せられるようお願いする。また、被災者生活再建支援金の支給に当たっては、被災世帯が円滑に支給を受けられるよう、運用上十分配慮願いたい。

なお、平成10年11月6日付け10国防復第12号及び平成12年5月22日付け12国防復第59号の国土庁防災局長通知、平成11年12月20日付け11国防復第80号、平成12年2月16日付け12国防復第11号、平成12年8月17日付け12国防復第70号及び平成14年1月31日付け府政防第78号の内閣総理大臣通知、平成16年4月1日付け府政防第361号、平成17年6月22日府政防第592号及び平成19年1月31日付け府政防第67号の内閣府政策統括官 (防災担当) 通知は、今回の法改正に伴い効力を失うが、改正法附則2条の規定により、平成19年11月15日以前に発生した自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給についてはなお従前の例によるものとされているので、この限りにおいて効力を有するものとして取り扱う。

(別紙1)

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について

以下、次の略語を使用する。

法 : 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律 (平成19年法律第114号) による改正後の被災者生活再建支援法
旧法 : 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律 (平成19年法律第114号) による改正前の被災者生活再建支援法
令 : 被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令 (平成19年政令第361号) による改正後の被災者生活再建支援法施行令
旧令 : 被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令 (平成19年政令第361号) による改正前の被災者生活再建支援法施行令
規則 : 被災者生活再建支援法施行規則の一部を改正する内閣府令 (平成19年内閣府令第85号) による改正後の被災者生活再建支援法施行規則
旧規則 : 被災者生活再建支援法施行規則の一部を改正する内閣府令 (平成19年内閣府令第85号) による改正前の被災者生活再建支援法施行規則

第1 法改正の経緯及び趣旨

- 1 被災者生活再建支援法は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機とし、平成10年に議員立法により制定されたものである。その後、平成16年に、被災者の居住の安定の確保による自立した生活の開始を支援するため、居住関係経費の支給等の措置を講ずる改正が行われ、その際、衆参の災害対策特別委員会における附帯決議において、「居住安定支援制度等の充実を図るため、本法の施行後4年を別途として、制度の施行状況等を勘案し、制度の見直しを行うなどの総合的な検討を加えること。」とされた。
- 2 これを踏まえて、政府においても、被災者生活再建支援制度に関する検討会を設置し、検討を進めていたが、本制度の使い勝手の悪さ、支給要件の複雑さ等が指摘され、その結果、居住関係経費の支給率が3割に満たず、被災住宅の再建を初めとする被災地の速やかな復興が必ずしも十分になされているとはいえない状況にあることが明らかになった。
- 3 今回の法改正は、こうした認識のもと、立法府の責務として思い切った制度改善を早急に行い、被災者の居住の安定の確保による生活の再建等に向けた一層の支援を図る必要があるとの考えから、議員立法により行われたものである。
- 4 改正にあたっての基本的な考え方及び概要は以下のとおりである。

① 支援金の支給制度の充実を図ることに伴い、法律の目的を、「自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から抛出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること」に改めることとした。

② 旧法の煩雑な手続、複雑な支給要件及び支給内容を見直すこととした。具体的に、まず、支援金の支給方法について、用途を限定した上で実費額を精算支給することと、これまでの実費積み上げ支給方式を改め、用途の限定をしない定額渡し切り方式とする事とした。また、これに伴い、従来の「生活関係経費」と「居住関係経費」の区分を撤廃し、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」と住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」とに区分することとした。

さらに、支援金の支給対象要件については、収入要件及び年齢要件を撤廃することとし、被災者間の不公平感を是正するものとした。

③ 住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ない事由により住宅の解体に至った世帯を支援の対象として追加することとした。

第2 適用に関する事項

1 法第1条関係

① 支援金の支給制度の充実を図ることに伴い、第1条(目的)を「この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から抛出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。」に改めた。

② 具体的には、収入要件及び年齢要件を撤廃してすべての被災者を支援の対象とすることと併せ、支援対象を限定する趣旨であった「経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なもの」を削除するとともに、新たに「もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する」旨を明確に位置付けたものである。

2 法第2条関係

(1) 対象自然災害の拡大(法第2条第2号、令第1条第4号関係)

① 旧令では、令第1条第1号から第3号までに規定する区域に係る自然災害に加え、これに隣接し自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万未満のものに限る。)の区域に係る当該自然災害が対象とされていた

が、この場合、同一の自然災害により、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村であっても、上記の区域に隣接しないために、支援対象とならないう不均衡が生じ得た。

② そこで今回の改正では、法の対象となる自然災害に「自然災害によりその区域内のいずれかの市町村の区域において第1号又は第2号に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村(人口10万未満のものに限る。)の区域であって、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害」を加えたものである。

(2) 被災世帯の定義(法第2条第2号、令第2条関係)

① 旧令第2条の被災世帯の定義規定を、法律上明確に位置付けるため、旧法で政令により規定していたものを法第2条第2号で規定した(なお、大規模半壊世帯の補修の対象である「構造耐力上主要な部分」(建築基準法施行令第1条第3号に規定する部分)は令第2条で規定した。)

② また、地震により地盤の液状化や地すべりが発生した場合等において、住宅は微小な被害にとどまったが、その敷地に被害が発生し、その住宅に居住することができず、解体せざるを得ないことが生じ得る。このような場合について、新たに法の支援対象とするため、法第2条第2号ロの規定中、敷地に被害が生じたことにより解体に至った世帯を追加した(旧令では、住宅の敷地の被害には着目していないため、上記のような場合でも支援の対象となっていない。)

③ 具体的な被災世帯の定義は以下のとおりである。

(イ) 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯

(ロ) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

(ハ) 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたって継続することが見込まれる世帯

(ニ) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければならない当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(大規模

半壊世帯。ロ及びハに掲げる世帯を除く。)

第3 被災者生活再建支援金の支給に関する事項

1 法第3条関係

(1) 支援金の支給対象

① 被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給額については、自然災害の発生時においてその属する者の数が2以上である被災世帯（以下「複数世帯」という。）については、100万円（大規模半壊世帯については50万円。以下「基礎支援金」という。）に、当該被災世帯が（ア）から（ウ）までに掲げる世帯であるときは、当該（ア）から（ウ）までに定める額（以下「加算支援金」という。）を加えた額とすることとした（法第3条第2項関係）。

（ア）その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 200万円

（イ）その居住する住宅を補修する世帯 100万円

（ウ）その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯 50万円

② 被災世帯が、同一の自然災害により①（ア）から（ウ）までのうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する加算支援金の額は、当該①（ア）から（ウ）までに定める額のうち最も高いものとする（法第3条第3項関係）。

③ 自然災害の発生時においてその世帯に属する者の数が1である被災世帯（「単身世帯」）の世帯主に対する支援金の支給額は、複数世帯の世帯主に対する支援金の支給額の4分の3とする（法第3条第5項、令第3条第3項関係）。

④ 旧法では、被災世帯の収入合計額と当該世帯の世帯主の年齢による支援金の支給対象要件を設けていたが、被災者間の不公平感を是正するため、今回の改正において、これらの要件を撤廃し、すべての被災世帯の世帯主を支援金の支給対象とした。

⑤ 旧法では、大規模半壊世帯は生活関係経費の対象とはしていなかったが、全壊世帯との均衡から、今回の改正において、大規模半壊世帯についても基礎支援金の支給対象とし、その額については、全壊世帯の2分の1である50万円とした。

⑥ 旧規則では、持ち家・借家の区分及び県内移転・県外移転の区分を設け、支給額に差を設けていたが、今回の改正では、制度の簡素化の観点から、これらの区分を廃止した。

(3) 支援金の使途

① 旧法では、支援金の使途に関して、被災世帯が「自立した生活を開始するために必要な経費として政令で定めるものに充てるもの」として限定した上で、「当該各号に定める額を超えない額」の支給を行うこととし、使途ごとに申請・実績報告や関係書類の提出を求めて実費額を積み上げて支給するものとしていたが、今回の改正では、支援金の支給方法について、被災の程度（住宅の被害程度）と被災後の生活再建への支援の必要（住宅の再建方法）に応じ、一定の要件を満たせば定額で支援金を支給し、実際の使途は被災者に委ねることとすることであり、使途の限定はせずことで、使い勝手を大幅に向上させたものである。

② なお、従前より議論のあった住宅本体の建設費への支援に関しては、使途が自由であることから、結果として支援金が使われることはあっても、住宅という私有財産の形成を支援対象としているものではない。

(4) 支援金の支給の申請期間・必要書面等

① 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となった世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、支援金の支給を行うものとする。

支援金の支給が被災世帯の世帯主の申請に基づくことは、旧規則第10条に規定があったが、法律上明示した（法第3条第1項関係）。

② 基礎支援金の支給の申請は、災害の発生日から起算して13月を経過する日までに、申請書に、当該世帯が被災世帯であることを証する書面及び災害の発生時の世帯人数が分かる書面等を添えて、これを都道府県（当該都道府県が法第4条第1項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した場合）に提出し、当該支援法人、③及び（6）③において同じ。）に提出してしなければならない（令第4条第1項、規則第1条関係）。

③ 加算支援金の支給の申請は、災害の発生日から起算して37月を経過する日までに、申請書に、加算支援金の支給対象世帯に該当することを証する書面を添えて、これを都道府県に提出してしなければならない（令第4条第2項関係）。

④ ②、③及び（6）③の申請期間は、都道府県が被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により被災世帯の世帯主がこれらの期間内に支援金の支給の申請をすることができないと認めるときは、その期間を延長することができる（令第4条第4項関係）。

(5) 全壊世帯における補修の取扱い

平成13年に制定された被害認定基準において、全壊世帯とは、「住家がその居住のための基本的機能を喪失したものの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失

したものの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの」とされていることから、旧法では、全壊世帯については、補修による再建は想定されておらず、補修のための支援金は支給されていなかった。

しかし、全壊世帯の判定は、実際には経済的被害の割合（被害割合50%以上）によって行われる場合が多く、経済的被害の割合により全壊世帯と認定されたものについては、元通りの形でない再使用の場合も含めて、補修によって再建することも十分あること、また、被災地の速やかな復興の観点からも補修により再利用できる住宅は、極力補修して利用することが望ましいことから、今回の改正では、全壊世帯であって、その居住する住宅を補修する世帯の世帯主に対しても支援金を支給することとした。

(6) 特定長期避難世帯（法第3条第4項、令第3条・第4条第3項関係）

- ① 法第2条第2号ハに規定する、自然災害によりその居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）のうち、政令で定める世帯に対する支援金についての特例を定めたもの。
- ② 災害対策基本法に基づく避難勧告等が市町村の全区域に行われた時に当該避難勧告等に係る市町村の区域内に居住していた者が属する世帯で当該避難勧告等が行われている期間が通算して3年を経過したものうち、当該避難勧告等の解除の日から2年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの（以下「特定長期避難世帯」という。）の世帯主に対する支援金については、法で規定する額に70万円を加えた額とする（ただし、その額が300万円を超えるときは300万円）（令第3条第1項・第2項関係）。

- ③ 特定長期避難世帯の特例に係る支援金の支給の申請は、避難勧告等が行われている期間が通算して3年を経過した日から起算して13月を経過する日までに、申請書に、必要な書面を添えて、都道府県に提出してしなければならないこととする（令第4条第3項関係）。

(7) その他

旧令第3条及び第4条で、支援金をもって充てることができる経費及びその算定基準について規定しているが、このたびの法改正を受け、支援金の使途を問わないこととなったこと及び定額で支給することとなり、また、概算払いを行って後日精算するということもなくなるため、これらの規定は削除した。

同様の理由で、旧規則第1条から第11条までの規定も削除した。

なお、旧令第3条及び第4条の削除に伴い、第5条も不要になったため、削除した。

※ 別紙2：内閣府政策統括官（防災担当）通知「被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令の施行について」（平成22年9月3日付け府政防第608号）によって、同通知の別紙2に置き換えられている。

被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令の施行について

「被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第192号）は、本日（平成22年9月3日）付で公布・施行された。

この改正は、支援金の支給に係る自然災害の範囲を拡大するものであり、平成22年6月11日以後に生じた自然災害について適用するものである。

施行に当たって留意すべき事項は別紙1のとおりであるので、適切な運用に努められるとともに、速やかに関係事項を貴管内の市町村に周知し、被災世帯が円滑に被災者生活再建支援金の支給を受けられるようご配慮願いたい。

なお、平成19年12月14日付け府政防第880号の内閣府政策統括官（防災担当）通知中、別紙2については、本通知における別紙2に置き換えるものとする。

支援金の支給に係る対象自然災害の拡大について

以下、次の略語を使用する。

法：被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）

令：被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第192号）による改正後の被災者生活再建支援法施行令

第1 政令改正の経緯及び趣旨

被災者生活再建支援制度は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機として平成10年に制定されたものである。

こうした制定の経緯から、特定の地域に被害が集中する傾向がある地震災害を念頭に制度設計されており、台風や梅雨期の災害のように大きな住宅被害が広域に散在するような場合が想定されていなかった。

従って、上記のような被害をもたらす台風や水害による被害も広く対象とできるように、対象となる自然災害の範囲を拡大するものである。

第2 適用に関する事項

1 対象自然災害の拡大（令第1条第6号関係）

(1) 同一の自然災害において、2以上の都道府県内の市町村（都道府県全域適用を含む。）において令第1条第1号から第3号により法が適用された場合に、全国の市町村に対象を拡大する。

(2) その場合、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万未満のものに限る。）を適用の要件とする。ただし、小規模な市町村の財政事情を勘案して、人口5万未満の市町村については、2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した場合とする。

(3) なお、(1)の「2以上の都道府県内の市町村」には令第1条第5号により法が適用されたものは含まないものである。

2 合併市町村に係る特例（附則第2項関係）

(1) 特例の内容及び趣旨

令第1条第4号から第6号における人口の要件について、市町村合併が行われている場合に被災者が合併により不利益を被ることがないよう、合併が行われた日の属する年及びこれに続く5年の間は、合併前の旧市町村の人口及び区域で適用を判断することができるものとする。

これは、市町村合併により人口が10万人（又は5万人）を超えた場合に、合併前であれば法が適用されたにも関わらず、合併が行われたことにより適用されないといった被災者の不利益が生じないために行う措置である。

(2) 特例の対象期間

特例の対象となる期間は、「合併が行われた日の属する年及びこれに続く5年間」とする。これは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第19条の規定（災害復旧事業費の国庫負担等の特例）と同様の措置であり、合併後5年程度が経過すれば、当該合併市町村において市町村の一体化と財政基盤の確立が図られ、被災者の生活再建支援の対応が可能となると考えられることによる。

(3) 隣接合併関係市町村の特例

合併市町村における同一の市町村内の被災者の公平性の観点から、合併前の旧市町村（人口5万未満のものに限る。）が当該特例のうち令附則第2項第3号により適用となる場合、当該市町村に合併前に隣接していた市町村（全壊1世帯以上で当該市町村の合併の前後5年以内に合併したものに限る。以下「隣接合併関係市町村」という。）については、両市町村の人口を合計（隣接合併関係市町村が複数ある場合は全て合計）して5万人を超えない場合に限り併せて適用する。

なお、当該特例については、令附則第2項第1号及び第2号による場合は適用とならないので留意すること。

また、合併前の市町村の区域の一部が合併市町村の区域の一部となった場合（分割合併の場合）の人口については、現在、同一市町村となっている区域の人口で要件を判断するものである。

(4) 特例の有効期限

本特例（附則第2項）については、市町村の合併の特例に関する法律に準じて、平成32年3月31日までにに行われた市町村の合併についての特例とする。

第3 改正規定の施行及び適用

本改正は公布の日から施行し、改正後の第1条第6号及び附則第2項の規定は、平成22年6月11日以後に生じた自然災害について適用する。

被災者生活再建支援法の施行上留意すべき点について

- ・ 「法」 = 被災者生活再建支援法（平成19年法律第114号による改正後）
 ※ 改正前の法を「旧法」という。
- ・ 「令」 = 被災者生活再建支援法施行令（平成22年政令第192号による改正後）
- ・ 「規則」 = 被災者生活再建支援法施行規則（平成19年内閣府令第85号による改正後）
- ・ 「基礎支援金」 = 「法第3条第1項の規定による支援金（同条第2項各号（同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。）に定める額及び令第3条第2項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による加算額に係る部分を除く。）」
 ※ 旧法のいわゆる「生活関係経費」を定額・渡し切りの支援金に改めたもの
- ・ 「加算支援金」 = 「法第3条第1項の規定による支援金（同条第2項各号（同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。）に定める額に係る部分に限る。）」
 ※ 旧法のいわゆる「居住関係経費」を住まいの再建方法に応じた定額・渡し切りの支援金に改めたもの

第1 総論的留意事項

- 1 平成19年の制度改正が、被災者の立場に立って、支援金の支給手続きを簡素化し、制度の使い勝手をよくするという観点から行われたものであることを踏まえ、迅速かつ、公平な制度の運用に努めること。

第2 自然災害の認定

- 1 その他の異常な自然現象

法第2条第1号に定める「その他の異常な自然現象」とは、地すべり、山崩れ、がけ崩れ、土地隆起、土地沈降、土石流、火砕流等をいうものとする。

- 2 自然災害の認定

令第1条各号に定める「自然災害」は、原則として同一の自然現象（以下「原因」という。）によるものを単位とすること。ただし、同時又は相接近して異なる原因に

よる自然災害が発生した場合で、いずれの原因によるものであるかを判断できない場合には、これらの自然災害を1つの原因によるものとみなし、認定するものとする。

3 都道府県及び市町村の人口

法第2条第2号の規定に基づき、令第1条に定める自然災害として認定する場合は基礎となる都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の人口は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第254条に定める人口によるものとする。

4 住宅の定義

- (1) 住宅とは、現実的に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住宅であるかどうかは問わないものとする。
- (2) 住宅兼店舗の場合、店舗は原則として住家に含まず、居住部分について被害調査を行うが、店舗部分の被害が居住部分に「居住のための基本的機能を喪失する」ような影響を及ぼす場合には、これを住家の被害として調査することは可能である。
- (3) 居住とは、世帯が当該住宅を生活の本拠として日常的に使用していることをいい、旅行者等の一時的な滞在、別荘等を一定期間管理する場合などは、居住には当たらないものとする。住民票の有無は生活の本拠を見分ける上で有力な判断材料の一つである。

5 世帯の定義

- (1) 世帯とは、社会生活上の単位として、住宅及び生計を1つにする者の集まり又は独立して生計を維持する単身者をいうものとする。
- (2) 赴任先で被災した単身赴任者についても1つの世帯として取り扱うものとするが、生活の本拠が移転していないと認められる場合には、この限りでない。
- (3) 1つの建物に居住しているが、生計を異にしていると認められる者についても、別の世帯として取り扱うものとするが、この場合には、災害発生時点で別の世帯として住民登録が行われていることを原則とし、住民登録上は同一世帯とされている場合には、公共料金の契約が別に行われている場合など生計が別であることを確認できる場合に限り、別の世帯として取り扱うものとする。

第3 自然災害の報告

- 1 報告の責任の明確化

エ その他必要な事項

- (2) 公示は、令第1条第1号及び第2号に該当する自然災害である場合は、市町村(地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区)の区域を単位として行うこと。ただし、合併市町村に係る特例による場合は合併前の旧市町村の区域を単位とすること。
また、令第1条第3号に該当する場合には、都道府県を1つの区域として行うこと。

- (3) 都道府県は、以下の形式を参考にして公示を行うこととすること。

ア 通常の場合

平成〇年〇月〇日、〇〇市町村(又は〇〇都道府県)の区域内において発生した〇〇災害を被災者生活再建支援法の対象となる自然災害とする。

イ 合併市町村に係る特例による場合

平成〇年〇月〇日、〇〇市町村の区域のうち平成〇年〇月〇日に行われた市町村の合併前の旧△△市町村の区域内において発生した〇〇災害を被災者生活再建支援法の対象となる自然災害とする。

第4 被災世帯の認定

1 被害認定

住宅の被害認定は、本通知のほか、「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)、「浸水等による住宅被害の認定について」(平成16年10月28日府政防第842号内閣府政策統括官(防災担当)通知)により市町村が行い都道府県が取りまとめるものとする。なお、被害認定に当たっては、その重要性に鑑み、迅速かつ適正に行うよう努めること。なお、全壊には全焼、全流出が、半壊には半焼が含まれるものとする。

※ 内閣府が関係省庁の協力を得て作成した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成13年7月作成、平成21年6月改定)」には、被害認定基準に基づき、被害認定を円滑かつ迅速に行うための標準的な調査方法及び判定方法が示されている。

2 被災世帯

都道府県は、自然災害の状況等の報告事務について、責任者(以下「報告責任者」という。)及びその補助者をあらかじめ定めておかなければならないこと。

なお、報告責任者は、法施行事務主管課の職員のうち、係長以上の職にある者をもってこれに充てることとし、その氏名、連絡先等を内閣府政策統括官(防災担当)(以下「政策統括官」という。)及び法第6条に定める被災者生活再建支援法人(以下「支援法人」という。)あて報告すること。
また、報告責任者が交代した場合は、すみやかにその旨報告すること。

2 報告の内容

- (1) 都道府県は、発生した災害が令第1条各号に定める自然災害となることが明白であるか、又は、その可能性があると認められる場合には、次に掲げる事項について、市町村からの報告をとりまとめたと上、すみやかに政策統括官及び支援法人あて報告すること。また、その内容に変更があった場合には、その都度すみやかに報告すること。

ア 災害が発生した日時及び場所

イ 災害の原因及び概況

ウ 住宅に被害を受けた世帯の状況(全壊(全焼、全流出を含む。以下同じ。)、半壊(半焼を含む。以下同じ。))及び床上浸水の被害を受けた住宅の世帯数等

エ 法の対象となる、又は、その見込みのある自然災害が発生した市町村名(合併市町村に係る特例(令附則第2項)による場合は合併前の旧市町村名を併記。)

又は都道府県名

オ その他必要な事項

- (2) ウの報告は、自然災害発生後の初期段階では、災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助の実施に関して行われる住家被害の報告と同一のものでよいこと。

3 法の対象となる自然災害の公示

- (1) 都道府県は、市町村からの報告を精査した結果、発生した災害が令第1条各号に定めるいずれかの自然災害に該当するものと認めた場合には、次に掲げる事項について、すみやかに局長及び基金に報告するとともに、公示を行うこととすること。

ア 法の対象となる自然災害が発生した市町村名(合併市町村に係る特例による場合は合併前の旧市町村名を併記。)

又は都道府県名

イ 当該市町村(合併市町村に係る特例による場合は合併前の旧市町村名を併記。)における上記2(1)ウに定める世帯数(令第1条第3号に該当する場合は、都道府県を1つの単位とした世帯数)

ウ 公示を行う日

(1) 被災世帯の世帯主及び被災世帯に属する者の認定は、原則としてその災害が発生した日を基準とするものとする。

(2) ただし、法第2条第2号ハ（長期避難世帯）の認定は住宅の被害発生を要件としていないため、最初の火山噴火の日など避難に関係した初期の具体的事象が現出した時点をとらえて定めることとする。

3 半壊解体・敷地被害解体

(1) 法第2条第2号ロに定める「その他これらに準ずるやむを得ない事由」とは、賃借している住宅に被害を受けて賃貸人の意向で当該住宅が解体された場合の賃借人世帯などが考えられ、また、敷地被害については、敷地の修復のため住宅を解体せざるを得ないという場合が典型的なケースと考えられるところであるが、どのような事情で当該住宅を解体し、又は解体されたのかについて、個別に判断していくことになる。

(2) 法第2条第2号ロに該当する場合は、基礎支援金の支給対象となるため、解体は、原則として、基礎支援金の申請期間である13月以内に行われる必要がある。

(3) いずれにしても解体する必要のない住宅をあえて解体することは被災者本人にとってはもちろん、社会的にも大きな損失であるので、安易に解体すれば全壊並みの扱いとなるという誤解を招かないようにする必要がある。

4 長期避難世帯

(1) 認定

① 法第2条第2号ハに定める世帯（長期避難世帯）とは、火砕流等の発生により、住宅に直接被害が及んでいるか、又は被害を受けるおそれがあるなど世帯に属する者の生命又は身体に著しい危険が切迫していると認められることから、当該住宅への居住が不可能な状態が既に継続しており、かつ、その状態が引き続き長期にわたり継続する可能性がある当該世帯等をいうものとする。

② 長期避難世帯に該当するかどうかの認定は、自然災害が発生した市町村を包括する都道府県が行うものであるが、専門家等の意見等を参考にしつつ慎重に検討したうえで決定すべきものである。

③ 本規定は、雲仙岳噴火災害のように警戒区域の設定等の危険な状態により、長期の避難が見込まれる被災世帯や離島における地震災害等により社会的インフラストラクチャーが失われ居住することが不能となるような被災世帯を念頭にいたものであり、その認定にあたっては、認定時点において、避難状態が解消する見通しがなく、世帯の生活及び住宅の実情等から新たな生活を開始する必要性が生じていると判断

される場合に、被災世帯として認定するものとする。

④ なお、個別の災害があらかじめ令第1条各号に定める自然災害となることが長期避難世帯認定の前提である。

(2) 公示

① 都道府県は、長期避難世帯の認定をしたときは、次の事項について、速やかに政策統括官及び支援法人に報告するとともに、公示を行うこととする。

- ア 長期避難世帯の所在する市町村名及び地域名
- イ 長期避難世帯となった日
- ウ 公示を行う日
- エ その他必要な事項

② 都道府県は、上記の公示について次の形式例を参考にして行うこととする。

平成○年○月○日からの○○山噴火災害において、次の地域内に居住していた世帯を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに定める世帯（長期避難世帯）とする。 平成○年○月○日
1 長期避難世帯の居住していた市町村名及び地域名
2 長期避難世帯となった日

○○都道府県知事名

(3) 解除

① 長期避難世帯として認定した後、避難勧告又は避難指示の解除等により、当該住宅の居住不能状態が解消された場合には、速やかに長期避難世帯の認定を解除すること。ただし、避難指示等の解除後もライフラインの復旧に期日を要する場合には、ライフラインの復旧までは、なお長期避難世帯として取扱うことができる。

② 長期避難世帯の認定を解除した場合には、都道府県は、その旨を（2）に準じて公示すること。

③ 長期避難世帯の認定が解除された後は、法2条2号イ、ロ又はニに該当する世帯は本制度の支援対象世帯となる。

(4) 特定長期避難世帯

※ 令第3条第1項に規定する世帯（特定長期避難世帯）の取扱いについては別途示すところによる。

5 大規模半壊世帯

法第2条第2号二に定める世帯（大規模半壊世帯）については、「居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければならない当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯」としている。大規模半壊は、「構造耐力上主要な部分」の補修が必要であるだけでなく、住宅における主要な居室、機能等を含む「大規模な補修」が必要である場合を念頭においている。この趣旨を踏まえつつ、具体的には、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）による「住家半壊」の基準のうち、原則として下記に従って「大規模半壊」の認定を行うこと。

住家半壊の基準	うち「大規模半壊」
損壊部分が延床面積の20%以上70%未満のもの	50%以上70%未満
損害割合（経済的被害）が20%以上50%未満のもの	40%以上50%未満

※ 「構造耐力上主要な部分」とは、令第2条により、建築基準法施行令第1条第3号に定めるものとする。

具体的には、住宅の荷重を支え、外力に対抗するような基本的な部分（基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するもの）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するもの））等を指し、構造耐力上重要でない、間仕切り用の壁、間柱、畳、局所的な小階段等は含まない。

第5 支援金の支給

1 基礎支援金

(1) 基礎支援金の支給を受けようとする被災世帯の世帯主（特段の事情がある場合には、当該世帯主に準ずる者。以下「申請者」という。）は、自然災害の発生した日を基準とした当該世帯に関する次に掲げる事項等を記載した被災者生活再建支援金支給申請書（以下「支給申請書」という。）を、市町村を經由して、都道府県に提出する必要があること。

ア 世帯に関する事項

イ 住宅の被害に関する事項

(2) 基礎支援金の申請者は、次に掲げる書面を支給申請書に添付する必要があること。

ア 住民票（外国人世帯にあつては、外国人登録済証明書）等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町村が発行する証明書

イ 住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けたことが確認できる市町村が発行するり災証明書（法第2条第2号イ又はニに該当する世帯の場合）

ウ 住宅に半壊の被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体した場合（法第2条第2号ロに該当する世帯の場合）も同様。）

エ 住宅に半壊の被害、又は住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体し、又は解体されたことが確認できる証明書面（法第2条第2号ロに該当する世帯の場合）

エ 宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書、写真など住宅の敷地に被害を受けたことが確認できる証明書面（法第2条第2号ロに該当する世帯のうち住宅の敷地に被害を受けた世帯の場合）

オ 長期避難世帯に該当する旨の市町村による証明書面（法第2条第2号ハに該当する世帯の場合）

(3) 申請者に対しては、第1回の申請時に基礎支援金の申請を行うよう求めること。（言うまでもなく、基礎支援金の支給申請と加算支援金の支給申請を同時に行うことも可能である。）

2 加算支援金

(1) 加算支援金の支給を受けようとする申請者は、法第3条第2項各号に掲げる世帯のいずれかに該当する旨（すなわち、居住する住宅を建設、購入、補修した世帯、公営住宅以外の住宅を賃借した世帯）を記載した支給申請書を、市町村を經由して、都道府県に提出する必要があること。

(2) 加算支援金の申請者は、法第3条第2項各号に掲げる世帯に該当することを証する書面を添付する必要があること。この書面としては、住宅の建設、購入、補修又は賃借を行ったことを示す契約書の写しを添付することが原則であるが、住宅建設であれば登記簿謄本や建築確認書の写しなど代替できる書面が提出された場合には柔軟に対応すること。

(3) なお、契約書は必ず申請者又は申請者と同一世帯に属する者が契約者となつていることが必要であること。（それ以外の者との共同契約（建設された住宅も共有となる）であつてもよい。）

(4) 賃借した住宅としては、ホテルや旅館等明らかな仮住まいの場合は該当しないものであること。

各都道府県知事 殿
財団法人都道府県会館 理事長 殿

内閣府政策統括官 (防災担当)

浸水等による住宅被害の認定について

標記については、新潟・福井豪雨災害以来続いている一連の豪雨、台風等の災害による家屋の浸水被害の状況等を踏まえ、住宅被害の認定にかかると被災者生活再建支援法の弾力的な運用を図ることにより、被災者生活再建支援法の積極的活用を図る観点から、下記のとおり示すこととした。

各都道府県におかれては、被災住宅の被害認定にあたってこれを積極的に活用し、被災者の支援に万全を期されたい。なお、貴管内の市町村に周知取り計らわれたい。

記

1. これらの住宅の被害の認定にあたっては、被害の状況に応じ適切に認定を行うことが必要である。特に、床上浸水等の被害に係る住宅の被害認定にあたっては、以下の点に留意し、「床上浸水」等の被害の状況に応じ、被災者生活再建支援法を積極的に活用されたい。

(1) 床材、壁材、断熱材などの建材は、一度浸水すると、本来の機能を損失し、又は通常求められる住居の快適性を著しく阻害する可能性がある。このため、被害認定にあたっては、以下の点について留意が必要である。具体的には、各建材について、以下のとおり取り扱い願いたい。

- ① 浸水により、量が吸水し膨張した場合には、「床」の損傷として取り扱うものであること。
- ② 浸水により、合成樹脂系床材が汚損や剥離した場合には、「床」の損傷として取り扱うものであること。
- ③ 浸水により、床の下地材等が吸水・膨張等した場合には、「床」の損傷として取り扱うものであること。
- ④ 浸水により、階段の床板等が汚損や浮きが生じた場合には、「床」の損傷として取り扱うものであること。
- ⑤ 浸水により、フローリング材の眉間剥離・浮き上がり等した場合には、「床」の損傷として取り扱うものであること。
- ⑥ 浸水の水位が低位であった場合でも、壁内部のパネルや断熱材の吸水により、壁

(5) 長期避難世帯の場合、避難前に居住していた住宅を補修するということは基本的
にあり得ないこと。

3 申請期間の延長

(1) 支援金の申請期間の延長は、令第4条第4項の規定により、都道府県(法第4条第1項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した場合にあっては、支援法人)が、被災世帯の世帯主が申請することができないやむを得ない事情があると認められる場合に行うものとするが、この場合でも、本制度が早期の生活再建、地域復興を目的としていることを踏まえ、1年を超えない範囲で、真に必要と判断される期間を設定するものとする。再延長については、更に慎重に検討すること。

(2) 特に、基礎支援金については住宅が全壊等した世帯に対する見舞金的性格を有しているものであり、時期を逸せず支給する必要があることから、特段の事情のない限り、申請期間の延長を行わないものとする。

(3) なお、発生した自然災害の状況によっては、個別に延長期間を定めることが支給事務の煩雑さを招くとともに、被災世帯間の公平性が損なわれれることとなるため、原則として市町村単位に、申請期間の延長を行うことができるとし、この場合には、申請期間を延長した日数、延長を行った理由、対象となる市町村名については、すみやかに政策統括官あて報告をするものとする。

4 支給の決定

(1) 都道府県知事(都道府県が法第4条第1項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した場合には、支援法人。(2)において同じ。)は、申請者に対して支援金を支給することを決定したときは、支給番号、申請期間等を記載した被災者生活再建支援金支給通知書を申請者にすみやかに交付しななければならないこと。

(2) 都道府県知事は、申請者に対して支援金を支給しないことを決定したときは、被災者生活再建支援金支給却下決定通知書を申請者にすみやかに交付しななければならないこと。

の全面が膨張している場合には、「内壁」全面の損傷として取り扱うものであること。

⑦ 浸水により、外壁のモルタルやタイル等の仕上げ壁の汚損や剥離等した場合には、「外壁」の損傷として取り扱うものであること。

⑧ 浸水により、塗土が剥落した場合には、「外壁」・「内壁」の損傷として取り扱うものであること。

⑨ 浸水により、クロスの剥離・表面劣化・剥離した場合には、「内壁」・「天井」の損傷として取り扱うものであること。

⑩ 浸水により、屋根断熱材・屋根防水材の機能を損失した場合には、「屋根」の損傷として取り扱うものであること。

(2) また、住宅の建具と浴槽、便器、洗面所、台所の流し台などの水廻りの衛生設備等についても、住宅の構成要素であることから、被害認定にあたっては、その損害を評価すること。特に、これら水廻りの衛生設備等については、一度浸水すると、使用できない場合があることから、これら水廻りの衛生設備等が、一見したところ損傷していない場合においても、実際に使用可能な状態にあるかどうかについて、被害認定にあたり、確認する必要がある点に留意願いたい。具体的には、建具、設備等について、以下のとおり取り取り願いたい。

① 浸水により、襖・障子・ドアが変形し、開閉が困難となった場合には、「建具」の損傷として取り扱うものであること。

② 浸水により、ドア等の面材が膨張剥離した場合には、「建具」の損傷として取り扱うものであること。

③ 台所の流し台、浴槽、洗面所、便器などの設備は、浸水により、衛生設備としての機能を損失する場合があります、その場合、「設備」の損傷として取り扱うものであること。

(3) 浸水被害をもたらす台風災害においては、浸水被害ばかりではなく強風による被害を伴う場合が多い。浸水被害を認定する場合には、強風による被害についても併せて認定するよう留意願いたい。具体的には、屋根、天井について、以下のとおり取り取り願いたい。

○ 強風により、屋根が損壊して浸水し、天井板等が吸水・膨張等した場合には、「屋根」・「天井」の損傷として取り扱うものであること。

(4) 浸水被害をもたらす台風災害においては、堤防の決壊による水圧や土砂崩れになる土石や泥流の流入によって、住宅に物理的な損傷が生じる事例も多い。特に、柱や基礎は、住宅の構造耐力上の重要な構成部位であることから、こうした損傷についても、浸水による被害と併せて認定するよう、特に留意願いたい。具体的には、柱、基礎の損傷について、以下のとおり取り取り願いたい。

① 泥流により、柱が損傷を受け変形等した場合等には、「柱」の損傷として取り扱うものであること。

② 泥流により、基礎が流出・ひび割れ等した場合には、「基礎」の損傷として取り扱うものであること。

2. 1. に示した点に留意しつつ、適切な被害認定を行うことにより、浸水により畳が浸水し、壁の全面が膨張しており、さらに、浴槽などの水廻りの衛生設備等についても機能を損失している場合等には、一般的に「大規模半壊」又は「全壊」に該当することになるものと考えられる。

また、施行令第2条第1号に基づき、「半壊」であっても、やむを得ず住宅を解体する場合には、「全壊」と同様に取り扱い扱うこととなるが、浸水等の被害により、流入した土砂の除去や耐え難い悪臭のためやむを得ず住宅を解体する場合には、「やむを得ず解体」するものとして、「全壊」と同様に取り扱い扱うものとする。

国土庁 防災局 復興対策課長
島田 和明 様

財団法人都道府県会館
被災者生活再建支援基金部
部長 永山 武志

支援金支給事務の行政不服審査法の適用について（照会）

被災者生活再建支援事業の運営につきましては、格別のご指導を賜り深く感謝申し上げます。

当基金の被災者生活再建支援事業につきましては、支援金支給事業の適用開始以来10か月余りが経過しましたが、お陰様をもちまして順調に推移しております。

さて、支援金の支給事務の執行に伴う行政不服審査請求事案に係る下記事項について、疑義を生じましたのでご教示賜りたく照会申し上げます。

記

- 1 被災者生活再建支援法第4条第1項に規定する支援金の支給に関する事務の全部の委託契約については、公法上の委託（契約）とし、委託された範囲で基金は「行政庁」たる地位を取得し、その行為は「行政行為」と解してよろしいか。
すなわち、当該委託契約の締結により、支援金の支給に関する事務に係る処分権限が、都道府県から当基金に委譲されるものと解してよろしいか。
- 2 1のとおりであれば、当基金の支援金の支給に関する事務に係る行政不服審査法上の審査請求先である直近上級行政庁は、都道府県と解してよろしいか。

財団法人都道府県会館
被災者生活再建支援基金部長
永山 武志 殿

国土庁 防災局 復興対策課長
島田 和明

支援金支給事務の行政不服審査法の適用について（回答）

平成12年2月14日付館基発第77号をもって照会のあった標記については、下記のとおり回答する。

記

- 1 について
お見込みのとおり。
- 2 について
お見込みのとおり。

〔 昭和 22 年
政令第225号 〕

第1条 災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

一 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第1に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第2に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であつて、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第3に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

三～四（略）

2 前項第一号から第三号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たつては、住家が半壊し又は半壊する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつた世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

別表第2

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人以上2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500

別表第3

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	15
5,000人以上	20
15,000人以上	25
30,000人以上	30
50,000人以上	40
100,000人以上	50
300,000人以上	75

別表第1

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30
5,000人以上	40
15,000人以上	50
30,000人以上	60
50,000人以上	80
100,000人以上	100
300,000人以上	150

【 支援法人関係規定等 】

財団法人都道府県会館寄附行為

制 定	昭和23年	9月	1日
変更認可	昭和27年	1月26日	昭和34年9月12日
	昭和35年	4月21日	昭和40年7月13日
	昭和45年	11月18日	昭和46年7月1日
	昭和54年	3月2日	昭和54年8月14日
	平成8年	1月16日	平成10年9月10日
	平成11年	1月28日	平成16年7月13日

第1章 総 則

(名称および事務所)

第1条 本会は、財団法人都道府県会館と称し、事務所を東京都千代田区平河町2丁目6番3号におく。

(目 的)

第2条 本会は、都道府県有財産の損害に対する相互救済および自然災害による被災者の生活再建の支援ならびに都道府県会館（以下「会館」という。）の経営等に関する事業を行い、地方自治の円滑なる運営と進展および住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 地方自治法第263条の2の規定による都道府県有財産の損害に対する相互救済事業およびこれに附帯する事業
- 二 被災者生活再建支援法に基づき被災者生活再建支援事業およびこれに附帯する事業
- 三 会館の経営
- 四 地方自治に関する研究、調査、資料の収集、編集および刊行
- 五 講習会、講演会、研究会等の開催
- 六 その他必要な事業

第2章 資産および会計

(資産の種類別)

第4条 資産は、基本財産、被災者生活再建支援基金および運用財産の3種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 財産目録中基本財産の部に記載された財産
- 二 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- 三 総会で基本財産に繰入れることを議決した財産
- 3 被災者生活再建支援基金は、次に掲げるものをもって構成する。
 - 一 前条第二号に掲げる事業の運営のために都道府県から拠出された財産
 - 二 被災者生活再建支援基金の運用によって生じた利子その他の収入金

三 総会で被災者生活再建支援基金に繰入れることを議決した財産

4 運用財産は、基本財産および被災者生活再建支援基金以外の財産とする。
(資産の構成)

第5条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 基本財産
- 二 被災者生活再建支援基金
- 三 寄附金
- 四 事業に伴う収入
- 五 会員の分担金
- 六 その他の収入

(基本財産等の処分の制限)

第6条 基本財産は、これを処分し、または担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由により、会員3分の2以上出席した総会で、その3分の2以上の議決を得たときはこの限りでない。

2 被災者生活再建支援基金は、第3条第二号に掲げる事業を行う場合を除きこれを処分し、またはこれを担保に供することができない。

3 第1項ただし書の規定により基本財産を処分し、または担保に供する場合には、内閣総理大臣および総務大臣の認可を受けなければならない。

(経費の支弁)

第7条 本会の経費は、運用財産をもってこれにあてる。ただし、第3条第二号に掲げる事業に係る経費は、被災者生活再建支援基金をもってこれにあてる。
(会計の設置)

第8条 本会に、災害共済事業会計、機械損害共済事業会計、被災者生活再建支援事業会計および会館管理事業会計を設置する。

2 災害共済事業会計および機械損害共済事業会計は、都道府県有財産につき、災害共済事業運営規約の定める区分により、それぞれ第3条第一号に掲げる事業の会計を管理する。

3 被災者生活再建支援事業会計は、第3条第二号に掲げる事業の会計を管理する。

4 会館管理事業会計は、第3条第三号に掲げる事業の他の事業の会計を管理する。

(事業計画および収支予算)

第9条 本会の事業計画およびこれに伴う収支予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会の議決を経て、内閣総理大臣および総務大臣に届け出なければならない。また、これを変更する場合も、同様とする。
(暫定収支予算)

第10条 やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、収支予算成立の日まで前年度の収支予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。
(事業報告および収支決算)

第11条 本会の事業報告および収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表および財産目録等として作成し、監事の

監査を受け、理事会の議決を経て、その会計年度終了後3月以内に内閣総理大臣および総務大臣に報告しなければならない。

(長期借入金)

第12条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、会員3分の2以上出席した総会で、その3分の2以上の議決を得なければならない。

2 前項の規定に基づき資金の借入れを議決したときは、遅滞なくその旨を内閣総理大臣および総務大臣に届け出るものとする。

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第3章 会員および役員

(会員)

第14条 都道府県知事は、本会の会員とする。

(役員)

第15条 本会に、役員として、理事10人以上15人以内および監事3人以内をおく。

2 理事のうち、1人を理事長、1人を常任理事とする。

(選任等)

第16条 理事および監事は、総会において選任する。

2 理事は、互選により、理事長および常任理事を選任する。

3 理事および監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(職務)

第17条 理事長は、会務を総理し、本会を代表する。

理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長の指名した理事が理事長の職務を代理する。

2 常任理事は、理事長を補佐し、常務を掌理する。

3 監事は、民法第59条に規定された職務を行う。

(任期)

第18条 役員任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(招集および議長)

第19条 総会は、毎年2回これを開く。

2 次の各号の一に該当する場合は、臨時総会を開くことができる。

一 理事会において必要があると認めるとき

二 会員5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき

三 第17条第3項の規定に基づき監事から招集の請求があったとき

3 総会は、理事長が招集する。

4 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的である事項およびその内容ならびに日時、場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

5 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数および表決)

第20条 総会は、この帯附行為に別に定めるもののほか、会員3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は、この帯附行為に別に定めるもののほか、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第21条 総会において議決すべき事項は、次のとおりとする。

一 基本財産の処分または担保に関すること。

二 長期借入金に関すること。

三 理事および監事の選任に関すること。

四 帯附行為の変更に関すること。

五 解散および残余財産の処分に関すること。

六 災害共済事業運営規約に関すること。

七 被災者生活再建支援事業業務規程に関すること。

八 重要な資産の取得、管理および処分に関すること。

九 前各号のほか、理事長が必要と認めたこと。

(書面表決等)

第22条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または当該会員の指名する者を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席会員のなかから、その会議において議長が指名した議事録署名人が議長とともに署名しなければならない。

第5章 理事会

(招集および議長)

第24条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事または監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、すみやかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時、場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

4 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数および表決)

第25条 理事会は、理事3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
2 会議の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもってこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 理事長は、軽易な事項または急施を要する事項については、書面によって賛否を求め、会議にかえることができる。

(理事会の議決事項)

第26条 理事会において議決すべき事項は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 一 総会に提出すべき議案に関すること。
- 二 会務の執行に関すること。
- 三 事業計画および収支予算を定めること。
- 四 事業報告および収支決算を認定すること。
- 五 災害共済業務規程に関すること。
- 六 被災者生活再建支援事業業務細則に関すること。
- 七 総会の委任に係る事項の議決に関すること。
- 八 総会の議決すべき事項であつて、臨時急施を要すると認める事項を総会にかわつて議決すること。

2 前項第三号、第四号および第八号にかかる議決事項は、次の総会においてこれを報告しなければならぬ。

(書面表決)

第27条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもつて表決することができる。

2 前項の場合における第25条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席理事のなから、その会議において議長が指名した議事録署名人が議長とともに署名しなければならない。

第6章 運営委員会

(運営委員会の設置等)

第29条 本会に、被災者生活再建支援事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）をおく。

2 運営委員会は、委員7人以上11人以内で組織する。

3 委員は、都道府県知事の全国的連合組織から推薦のあった都道府県知事に理事長が委嘱する。

4 委員の互選により、委員長を選任する。

(任期)

第30条 委員の任期は、4年とする。

ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により就任した委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
(審議事項等)

第31条 運営委員会において審議すべき事項は、次のとおりとする。

一 被災者生活再建支援事業業務規程および被災者生活再建支援事業業務細則に関すること。

二 第3条第二号に掲げる事業に係る事業計画および収支予算に関すること。

三 第3条第二号に掲げる事業に係る事業報告および収支決算に関すること。

四 前各号のほか、理事長が必要と認めたこと。

2 運営委員会は、第3条第二号に掲げる事業の運営に関する重要事項について、理事長の諮問に応じて審議し、または理事長に意見を述べることができる。

(委任)

第32条 運営委員会の運営に必要な事項は、この寄附行為および被災者生活再建支援事業業務規程に定めるもののほか、理事長が別に定める。

第7章 事務局

(事務局の設置等)

第33条 本会に、事務局をおく。

2 事務局に職員をおき、理事長がこれを任免する。

3 事務局の組織運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第8章 寄附行為の変更および解散

(寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為は、会員3分の2以上出席した総会で、その3分の2以上の議決を得て、内閣総理大臣および総務大臣の認可を受けなければ、これを変更することができない。

(解散および残余財産の処分)

第35条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、会員4分の3以上出席した総会で、その3分の2以上の議決を得て、内閣総理大臣および総務大臣の許可を受けなければ解散することができない。

2 本会の解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、内閣総理大臣および総務大臣の許可を受け、類似の目的のためにこれを処分する。

第9章 雑則

(委任)

第36条 この寄附行為施行に必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

附則

1 この寄附行為は、昭和46年7月1日から施行する。

2 改正前の寄附行為にもとづき、総会ならびに理事会において議決された規定は、次の各号の規定を除くほか、この寄附行為により制定されたものとみなす。

一 財団法人都道府県会館都道府県有物件災害共済規約

二 財団法人都道府県会館会務規則

- 3 改正前の寄附行為第3条第2項の規定にもとづく相互救済事業は、この寄附行為第3条第一号の規定にもとづく相互救済事業とみなす。
- 4 設立の当初における役員の名、住所は、次のとおりとする。
(役員の名、住所略)

附 則

この寄附行為は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和54年8月14日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成8年1月16日から施行する。

附 則

1 この寄附行為の変更は、主務大臣の認可のあった日（平成10年9月10日）から施行する。

2 この寄附行為の施行の際、現に役員である者は、この寄附行為による変更後の寄附行為第16条第1項および第2項の規定により選任されたものとみなし、その任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、平成11年5月22日までとする。

附 則

1 この寄附行為の変更は、次項に定める場合を除き、本会が、被災者生活再建支援法第6条の規定にもとづき被災者生活再建支援基金として指定を受けた日（平成11年2月8日）から施行する。

2 この寄附行為による変更後の寄附行為第1条の規定は、前項の規定にかかわらず、事務所を移転した日として理事長が別に定める日（平成11年3月1日）から施行する。

3 この寄附行為による変更後の寄附行為第29条の規定により就任した運営委員会委員の任期は、第30条第1項の規定にかかわらず、平成11年5月22日までとする。

附 則

この寄附行為の変更は、平成16年4月1日から施行する。

被災者生活再建支援事業業務規程

第1章 総 則

第1節 支援業務の執行等 (支援業務の執行)

第1条 財団法人都道府県会館（以下「財団」という。）が行う支援業務は、被災者生活再建支援法（平成10法律第66号。以下「法」という。）、被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号。以下「令」という。）及び被災者生活再建支援法施行規則（平成10年総理府令第68号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この規程の定めるところによるものとする。
(支援業務に関する基本方針)

第2条 財団は、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）と協力し、支援業務の迅速かつ適正な執行を図り、もって自然災害による被災者の生活再建を支援することにより、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものとする。
(用語の定義)

第3条 この規程において使用する用語は、法において使用する用語の例によるものとする。

(支援業務)

第4条 財団は、次に掲げる支援業務を行うものとする。

- 一 法第7条第1号の規定に係る業務
 - 二 法第7条第2号の規定に係る業務
 - 三 業務に必要な広報活動
 - 四 業務に必要な調査研究
 - 五 前各号の業務に附帯する業務
- 第2節 基金の管理等
(基金に関する基本方針)

第5条 財団は、法第9条第1項に定める基金の適正な管理及び運用に努めるものとする。

第2章 支援業務

第1節 交付金の交付 (交付金の交付)

第6条 財団は、法第7条第1号の規定に基づき、都道府県が支給した支援金の額に相当する額（以下「交付金」という。）を当該都道府県に交付するものとする。

2 交付金の交付は都道府県からの申請に基づき行うものとし、その際、当該都道府県から支援金の支給の美績を示す報告書を提出させるものとする。

3 前項の申請及び実績の報告に必要な書類は別に定めるものとする。

4 財団は、前項に定める書類を審査した結果、当該都道府県に対し、交付金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を通知し、又は、却下を決定したときはその旨を通知するものとする。
(交付の決定の取消等)

第7条 交付金の交付決定の取消及び交付金の返還については、別に定めるものとする。

第2節 支援金の支給

(都道府県から委託を受ける事務)

第8条 財団は、法第4条第1項の規定により、支援金の支給に関する事務として、次に掲げる事務の委託を受けるものとする。

- 一 支援金の支給の申請に係る書類の審査
- 二 支援金の支給の決定及び却下の決定
- 三 支援金の支給
- 四 支援金の申請期間の延長
- 五 支援金の支給の決定の取消
- 六 前各号に掲げる事務に附帯する事務

(支援金の支給等)

第9条 支援金の支給は、被災世帯の世帯主（以下「被災者」という。）からの申請に基づき行うものとし、当該申請に必要な書類は別に定めるものとする。

2 財団は、前項に定める書類を審査した結果、被災者に対し、支援金の支給を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を通知し、又は、却下を決定したときはその旨を通知するものとする。

(申請を受理する期間の延長)

第10条 令第4条第4項に定める期間の延長については別に定めるものとする。

(支給の決定の取消)

第11条 財団は、被災者が次の各号の一に該当した場合には、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 偽りその他の不正の手段により支援金の支給を受けたとき。
- 二 その他支援金の支給の決定の内容及びこれに附した条件に違反し、又はこの規程に基づく請求に応じないとき。

(支援金の返還)

第12条 財団は、前条の規定により支援金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに支援金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

(加算金及び延滞金)

第13条 第11条の規定により支援金の支給の決定の全部又は一部の取消をした場合において、支援金の返還を請求したときは、被災者をしてその請求に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に同じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付させるものとする。

2 被災者に対し支援金の返還を請求した場合において、被災者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付させるものとする。

3 前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該被災者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

(他の支援金の一時停止等)

第14条 被災者に対し支援金の返還を請求し、当該被災者が当該支援金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、当該被災者に対して、支給すべき支援金があるときは、相当の限度においてその支給を一時停止し、又は当該支援金と未納付額とを相殺するものとする。

第3節 市町村への事務委託

(市町村への事務の委託等)

第15条 財団は、法第4条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる事務を市町村に委託することができるものとする。

- 一 支援金の支給（被災者の口座への振り込みによる場合を除く。）
- 二 第12条に規定する支援金の返還に係る請求書の交付
- 三 第13条第1項に規定する加算金の納付に係る請求書の交付
- 四 第13条第2項に規定する延滞金の納付に係る請求書の交付
- 五 第12条の規定により返還される支援金、第13条第1項の規定により納付される加算金及び同条第2項の規定により納付される延滞金の受領及び財団への送金
- 六 前各号に掲げる事務に附帯する事務
- 2 前項の委託は、法第2条第2号に規定する被災世帯であって支援金の支給対象となる世帯が被災時点において居住する市町村に対して行うものとする。
- 3 財団は、法第7条第2号に係る業務の円滑な実施を図るため、事務の処理に関する要領を作成し、適宜、市町村に配布するものとする。

第4節 運営委員会

(審議事項等)

第16条 運営委員会（以下「委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項について審議を行うものとする。

- 一 業務規程の作成及び変更
- 二 事業計画書及び収支予算書の作成及び変更
- 三 理事長の諮問に基づく支援業務の運営に関する重要事項
- 四 その他理事長が必要と認める事項
- 2 委員会は、法第10条第3項の規定に基づき、支援業務の運営に関する重要事項について、理事長に意見を述べることができるものとする。

(委員)

第17条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、都道府県知事の全国的連合組織から推薦のあった都道府県知事をもって充てるものとする。

- 2 委員会は、委員7人以上11人以下で組織するものとする。
- 3 委員の任期は4年とする。ただし、再任を妨げないものとする。
- 4 前項の規定に関わらず、補欠又は増員により就任した委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とするものとする。

(委員長)

第18条 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、委員の互選により選任されるものとする。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が委員長の職を代理するものとする。
- 3 委員長は、会議を招集し、主宰するものとする。
(開催)

第19条 会議は年2回開催するものとする。

- 2 委員長は、前項の規定に関わらず、必要があるときは臨時に会議を開催することができるものとする。

(定足数及び表決)

第20条 委員会は、委員の定数の3分の2以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができないものとする。

- 2 会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長が決するものとする。

- 3 委員長は、急施を要する事項については、書面によって賛否を求め会議にかえることができるものとする。

(書面表決等)

第21条 会議に出席できない委員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、又は、当該委員の指名する者を代理人として表決を委任することができるものとする。

- 2 前項の場合における第20条第1項及び第2項の規定の適用については、当該委員は出席したものとみなすものとする。

(議事録)

第22条 会議の議事については、議事録を作成しなければならないものとする。

- 2 議事録には次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 開催の日時及び場所
 - 二 委員の定数
 - 三 出席委員の氏名、書面により表決をした委員の氏名並びに欠席委員のうち代理出席を委任した委員の氏名及び委任を受けた者の氏名
 - 四 議事の要領
 - 五 議決した事項及び賛否の数
- 3 議事録には、出席委員の中から当該会議において委員長が指名した議事録署名人1人が、委員長とともに署名しなければならないものとする。

第5節 広報活動

(広報活動)

第23条 財団は、支援業務に必要な広報活動を行うものとする。

第6節 調査研究

(調査研究)

第24条 財団は、支援業務に必要な調査又は研究を行うものとする。

第3章 雑則

(事務処理体制)

第25条 財団は、支援金を支給するに当たっては、支援業務を適正かつ確実に執行する

ための事務処理体制を整備するものとする。

(個人情報の保護)

第26条 財団は、支援業務の執行に当たっては、個人情報の保護に特に配慮しなくてはならないものとする。

(委任)

第27条 財団は、この規程に定めるもののほか、この規程の実施上必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、内閣総理大臣の認可があった日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正後の被災者生活再建支援業務規程は、平成16年4月1日以後に申請事由が生じた支援金の支給に関する事務については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成17年7月13日から施行する。
- 2 改正後のこの規程は、平成16年4月1日以後に申請事由が生じた支援金の支給に関する事務については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成19年12月14日から施行する。
- 2 改正後のこの規程は、平成19年11月16日以後に生じた自然災害に係る支援金の支給については、なお従前の例によるものとする。
- 3 2にかかわらず、平成19年能登半島地震による自然災害、平成19年新潟県中越沖地震による自然災害、平成19年台風第11号及び前線による自然災害又は平成19年台風第12号による自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主が改正後の被災者生活再建支援法による申請を行った場合における支援金の支給については、改正後のこの規程によるものとする。

被災者生活再建支援事業業務細則

(趣 旨)

第1条 この業務細則は、被災者生活再建支援事業業務規程（以下「規程」という。）第6条第3項、第7条、第9条第1項、第10条及び第27条に基づき、財団法人都道府県会館（以下「財団」という。）の業務の執行に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この細則において使用する用語は、規程において使用する用語の例による。

(交付金の申請書等)

第3条 規程第6条第3項に規定する交付金の交付申請に必要な書類は、被災者生活再建支援金交付金交付申請書（別紙様式第1号）とし、支援金の支給実績の報告に必要な書類は、被災者生活再建支援金支給実績報告書（別紙様式第2号）とする。

2 財団は、被災者生活再建支援金交付金交付申請書に、次の各号に掲げる書類の写しを添付させることとする。

- 一 被災者生活再建支援金支給申請書及び申請資格を証明する書類
- 二 被災者生活再建支援金支給通知書

(交付決定等の通知等)

第4条 財団は、交付金を交付することを決定したときは、被災者生活再建支援金交付金交付決定通知書（別紙様式第3号）により当該都道府県へ通知し、また、交付金の交付申請を却下することを決定したときは、被災者生活再建支援金交付金交付却下決定通知書（別紙様式第4号）により当該都道府県へ通知するものとする。

(申請の受理を終了する日)

第5条 財団が都道府県からの交付金の交付の申請の受理を終了する日は、自然災害が発生した日から起算して、次の各号に掲げる期間に3月を加えた期間を経過する日とする。ただし、当該都道府県が支援金の申請を受理する期間を延長したときは、その延長した期間に対応して、当該都道府県からの交付の申請の受理を終了する日を延長するものとする。

- 一 令第4条第1項の申請期間
- 二 令第4条第2項の申請期間
- 三 令第4条第3項の申請期間
- 四 令第4条第4項の申請期間

(交付決定の取り消し)

第6条 財団は、都道府県が次の各号の一該当した場合には、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 一 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。
 - 二 その他交付金の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反し、又は規程に基づき請求に応じないとき。
- 2** 前項の場合において、交付の決定を取り消したときは、当該都道府県に被災者生活再建支援金交付金交付決定取消通知書（別紙様式第5号）を送付するものとする。

(交付金の返還)

第7条 財団は、前条の規定により交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに交付金が交付されているときは、期限を定めて、被災者生活再建支援金交付金返還請求書（別紙様式第6号）により当該交付金の返還を請求するものとする。

(加算金及び延滞金)

第8条 第6条の規定により交付金の交付の決定の全部又は一部の取消をした場合において、交付金の返還を請求したときは、都道府県をしてその請求に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該交付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付させるものとする。

2 都道府県に対し、交付金の返還を請求した場合において、都道府県がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付させるものとする。

3 前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該都道府県の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(加算金の計算)

第9条 前条第1項の規定により加算金の納付を請求した場合において、都道府県の納付した額が返還を請求した交付金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を請求した交付金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第10条 第8条第2項の規定により延滞金の納付を請求した場合において、返還を請求した交付金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

(他の交付金の一時停止)

第11条 都道府県に対し交付金の返還を請求し、都道府県が当該交付金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、当該都道府県に対して、交付するべき交付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該交付金と未納付額とを相殺するものとする。

(申請に必要な書類)

第12条 被災者が支援金の支給を申請するときは、被災者が被災当時居住していた市町村に、法第3条第2項に規定する世帯は被災者生活再建支援金支給申請書（別紙様式第7号）により、法附則第3条に規定する世帯は被災者生活再建支援金支給申請書（別紙様式第7-2号）により、令第4条各項に定める期間を経過する日までに提出することにより行うものとする。

なお、法第3条第4項に規定する世帯に係る申請方法は、別途定める。

2 財団は、被災者に対し前項に係る被災者生活再建支援金の最初の支給申請において、次の各号に定める申請資格を証明する書類を添付させるものとする。

ただし、2回目以降の申請においては、第一号及び第二号の書類は不要とする。

一 住民票（外国人世帯にあつては、外国人登録済証明書）等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町村が発行する証明書

二 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受けたことが確認できる市町村の発行する災証明書及び住宅が半壊し、または、住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体したことが確認できる証明書類

三 住宅の再建方法に応じた支援金の支給申請を同時に行う場合、住宅を建設、購入、補修または賃借したこと、または、しよとすることが確認できる契約書等の写し。（支給決定等の通知）

第13条 財団は、被災者に支援金を支給するときは、被災者生活再建支援金支給通知書（別紙様式第8号）により当該被災者に通知し、また、被災者の支援金の支給申請を却下することを決定したときは被災者生活再建支援金支給却下決定通知書（別紙様式第9号）により当該被災者に通知するものとする。

2 財団は、支援金の支給決定を行うときは、次の条件を付するものとする。

一 規程第11条第1項の規定により支援金の支給決定を取り消した場合は、当該取消に係る支援金の支給をすでに受けている被災者については、規程第13条第1項の加算金及び第2項の延滞金を納付させること。

二 規程第14条の規定により、支援金加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない被災者について、支給すべき支援金があるときは、相当の限度においてその支給を一時的停止し、又は未納額と相殺すること。

（申請に係る書類の收受等）

第14条 財団は、第12条各項各号に掲げる書類について、市町村の審査を経た後、都道府県を経由して收受するものとする。

（申請期間の延長）

第15条 規程第10条に規定する財団が定める申請を受理する期間の延長は、1年を超えない範囲内において行うものとする。当該延長期間に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも同様とする。

2 財団は、申請期間を被災者ごとに又は市町村を単位に延長することができる。

3 財団は、申請期間の延長を行おうとする場合には、被災者ごとに延長する場合の当該被災者が居住する市町村を包含する都道府県、又は市町村を単位に延長する場合の当該市町村を包含する都道府県の意見を聞くものとする。

4 財団は、市町村を単位として申請期間を延長したときは、その日数、理由等を内閣府政策統括官（防災担当）に報告するとともに、当該市町村を包含する都道府県へ通知するものとする。

（支給決定の取り消し等の通知）

第16条 財団は、規程第11条の規定により被災者の支援金の支給決定の全部又は一部を取り消したときは、当該被災者に、被災者生活再建支援金支給決定取消通知書（別紙様式第10号）を送付するものとする。

2 規程第12条の返還請求は、被災者生活再建支援金返還請求書（別紙様式第11号）

により行うものとする。

（加算金の計算）

第17条 規程第13条第1項の規定により加算金の納付を請求した場合において、被災者の納付した額が返還を請求した支援金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を請求した支援金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第18条 規程第13条第2項の規定により延滞金の納付を請求した場合において、返還を請求した支援金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

（委任）

第19条 財団は、この細則に定めるもののほか、事業の運営に必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

1 この細則は、業務規程の施行の日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

2 改正後の被災者生活再建支援事業業務細則は、平成16年4月1日以後に申請事由が生じた支援金の支給に関する事務について適用し、同日前に申請事由が生じた支援金の支給に関する事務については、なお従前の例による。

附 則

1 この細則は、平成17年7月13日から施行する。

2 改正後の被災者生活再建支援事業業務細則は、平成16年4月1日以後に申請事由が生じた支援金の支給に関する事務について適用し、同日前に申請事由が生じた支援金の支給に関する事務については、なお従前の例による。

附 則

1 この細則は、平成19年12月14日から施行する。

2 改正後の被災者生活再建支援事業業務細則は、平成19年11月16日以後に申請事由が生じた支援金の支給に関する事務について適用し、同日前に申請事由が生じた支援金の支給に関する事務については、なお従前の例による。

平成 年 月 日
第 号

被災者生活再建支援金交付金交付申請書

被災者生活再建支援法人
財団法人都道府県会館理事長 殿

都道府県知事

平成 年 月 日に被災者生活再建支援法施行令第1条に定める自然災害に該当するものとして公示した〇〇災害に係る被災者生活再建支援金については、別添実績報告書のとおり支給したので、下記の書類の写しを添えて交付金の交付を申請します。

記

1 交付金申請額

円

(内訳) 基礎支援金 円
加算支援金 円

(注)・基礎支援金とは、法第3条第2項の各号を除く部分
・加算支援金とは、法第3条第2項の各号部分

2 添付資料

- (1) 被災者生活再建支援金支給申請書及び申請資格を証明する書類
- (2) 被災者生活再建支援金支給通知書

平成 年 月 日
第 号

被災者生活再建支援金支給実績報告書

被災者生活再建支援法人
財団法人都道府県会館理事長 殿

都道府県知事

平成 年 月 日に被災者生活再建支援法施行令第1条に定める自然災害に該当するものとして公示した〇〇災害に係る被災者生活再建支援金の支給実績は、下記のとおりです。

記

1 被災状況

市町村名	A	B	C	D	合計 A+B+C+D	被災者生活再建支援法 施行令第1条該当
						1号2号3号4号5号
						1号2号3号4号5号
						1号2号3号4号5号
合計						1号2号3号4号5号

(注) A：全壊世帯数 B：半壊（大規模半壊含む）・敷地被害犠牲体世帯数
C：大規模半壊世帯数 D：長期避難世帯数

2 支援金の支給実績

支援金支給世帯数	基礎支援金	加算支援金	合計
単数世帯	件	件	件
	円	円	円
複数世帯	件	件	件
	円	円	円
合計	件	件	件
	円	円	円

(注)・基礎支援金とは、法第3条第2項の各号を除く部分
・加算支援金とは、法第3条第2項の各号部分

平成 年 月 日
第 号

被災者生活再建支援金交付決定通知書

都道府県知事 殿

被災者生活再建支援法人
財団法人都道府県会館理事長

平成 年 月 日付け第 号で申請された被災者生活再建支援金交付金については、下記のとおり交付することを決定しましたのでお知らせします。

記

1 交付額等

区分	交付金交付額	交付対象件数
基礎支援金	円	件
加算支援金	円	件
合計	円	件

(注)・基礎支援金とは、法第3条第2項の各号を除く部分
・加算支援金とは、法第3条第2項の各号部分

2 支援金の支給条件

被災者生活再建支援事業業務規程及び被災者生活再建支援事業業務細則の規定に従い、適正な処理を行ってください。

平成 年 月 日
第 号

被災者生活再建支援金交付却下決定通知書

都道府県知事 殿

被災者生活再建支援法人
財団法人都道府県会館理事長

平成 年 月 日付け第 号で申請された被災者生活再建支援金交付金については、下記の原因により却下することに決定しましたのでお知らせします。

記

(理由)

平成 年 月 日 号

被災者生活再建支援金交付金交付決定取消通知書

都道府県知事 殿

被災者生活再建支援法人
財団法人都道府県会館理事長

平成 年 月 日付け第 号で交付決定しました〇〇災害に係る被災者生活再建支援金交付金の交付については、下記の理由により交付決定の(全部・一部)を取り消します。

記

(理由)

平成 年 月 日 号

被災者生活再建支援金交付金返還請求書

都道府県知事 殿

被災者生活再建支援法人
財団法人都道府県会館理事長

平成 年 月 日付け第 号で交付決定しました被災者生活再建支援金交付金の交付については、下記により返還してください。

記

- 1 返還の理由
- 2 返還額
- 3 返還の期限
- 4 返還の方法
- 5 加算金及び延滞金
 - (1) 交付金を受領した日から納付の日までの日数に応じて、当該交付金に年10.95%の割合で計算した加算金を納付してください。
 - (2) 返還期限までに返還金の納付がない場合は、当該返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、未納付額に年10.95%の割合で計算した延滞金を納付してください。

被災者生活再建支援金支給申請書

平成 年 月 日

被災者生活再建支援法人
財団法人 都道府県会館理事長 殿

被災者生活再建支援金の支給を申請します。

申請者氏名

支給番号	〔世帯主以外の方が申請する場合はその理由：〕

I 被災時の世帯の状況について記入して下さい。

①単数世帯、複数世帯の別を○で囲んで下さい (単数 ・ 複数)

②世帯主の氏名 よみがな

③被災した住宅の住所 〒

II 被災世帯の現在の住所等を記入して下さい

現在の住所	〒
電話番号	()

III 世帯主の支援金の振込先口座を記入して下さい

金融機関名	支店名等	種別	口座番号
		普通・当座・その他	
ゆうちょ銀行	記号	番号	

IV 住宅の被害状況を○で囲んで下さい (被災日：平成 年 月 日)

被害状況 (全壊・半壊解体・敷地被害解体 ・大規模半壊・長期避難)	〔半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由：〕

V

(1) 申請する基礎支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。
(初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は、特に必要がない限り空欄のまま結構です。)

区分	今回申請(A)		受給済(B)		備考(添付書面等)
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
全壊	100万円	75万円			住民票 預金通帳の写し
解体(壊・脱離)	100万円	75万円			り災証明書 その他()
長期避難	100万円	75万円			
大規模半壊	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
申請額(A-B)：					万円

(2) 申請する加算支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。

区分	今回申請(C)		受給済(D)		備考(添付書面等)
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
建設・購入	200万円	150万円			契約書の写し
補修	100万円	75万円			その他()
賃貸住宅 ※公営住宅入居者除く	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
申請額(C-D)：					万円

注1) 備考欄の添付書面は、該当するものを○で囲んで下さい。その他の場合は書面名も記入して下さい。額が最終的に
注2) それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらのうちの高い方の額が最終的に
的に入ります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を「申請額」の欄に記入して下さい。

市区町村役場記入欄
(災害名)

被災者生活再建支援金支給通知書

平成 年 月 日

(申 請 者) 殿

被災者生活再建支援法人
財団法人都道府県会館理事長

平成 年 月 日に申請された被災者生活再建支援金については、下記のとおり支給いたしますのでお知らせします。

記

- | | | |
|---|------|---------------|
| 1 | 支給番号 | 第 号 |
| 2 | 支給額 | 円 |
| 3 | 支給方法 | 口座振込支給 (振込日) |

(被災者生活再建支援金の支給条件)

- 財団は、被災者生活再建支援事業業務規程 (以下「規程という。」) 第11条第1項の規定により
 - 偽りその他の不正の手段によって支援金の支給を受けたとき、
 - 支給決定の内容若しくはこれにつけた条件に違反し、又はこの規程に基づく請求に応じないとき
 また、支給決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
 あるいは、支給決定を取り消したときに、取消に係る支援金を請求しないで支給している場合に、財団は、期限を定めて当該支援金の返還を請求します。この場合に、支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金について年10.95%の割合で計算した加算金を納付していただくとともに、納期日までに納付されない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額について年10.95%の割合で計算した延滞金を納付していただきます。
- 支援金、加算金又は延滞金の全部又は一部の返済が滞っている場合には、他の支給すべき支援金があっても、相当の限度において支給を一時停止し、あるいは未納額と相殺することになります。
- なお、延滞金及び加算金にあつては、やむを得ない事情があると認めるときは、被災者の申請により、その全部又は一部を免除することができます。
- この決定に不服があるときは、行政不服審査法 (昭和37年9月15日法律第160号) 第5条の規定に基づき、被災した住居が所在する都道府県に対し、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、審査請求をすることができます。

被災者生活再建支援金支給却下決定通知書

平成 年 月 日

(申 請 者) 殿

被災者生活再建支援法人
財団法人都道府県会館理事長

平成 年 月 日に申請された被災者生活再建支援金につきましては、審査の結果、下記の理由により申請を却下することに決定しましたのでお知らせします。

記

(理由)

この決定に不服があるときは、行政不服審査法 (昭和37年9月15日法律第160号) 第5条の規定に基づき、被災した住居が所在する都道府県に対し、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、審査請求をすることができます。

平成 年 月 日
第 号

被災者生活再建支援金支給決定取消通知書

(被災者) 殿

被災者生活再建支援法人
財団法人都道府県会館理事長

平成 年 月 日付け第 号で支給通知しました〇〇災害に係る被災者生活再建支援金の支給については、下記の原因により支給決定の(全部・一部)を取り消します。

記

(理由)

この決定に不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年9月15日法律第160号)第5条の規定に基づき、被災した住居が所在する都道府県に対し、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、審査請求をすることができません。

平成 年 月 日
第 号

被災者生活再建支援金返還請求書

(被災者) 殿

被災者生活再建支援法人
財団法人都道府県会館理事長

平成 年 月 日付け第 号で支給通知しました被災者生活再建支援金については、下記により返還してください。

記

1 返還の理由

2 返還額

3 返還の期限

4 返還の方法

5 加算金及び延滞金

(1) 支援金を受領した日から納付の日までの日数に応じて、当該支援金に年10.95%の割合で計算した加算金を納付してください。

(2) 返還期限までに返還金の納付がない場合は、当該返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、未納付額に年10.95%の割合で計算した延滞金を納付してください。

11 国防復第 6 号
平成 11 年 2 月 8 日

告 示

〔平成 11 年 4 月 6 日
総理府告示第 19 号〕

財団法人 都道府県会館
理事長 土屋 義彦 殿

被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）附則第 1 条の規定に基づき、都道府
県の被災者生活再建支援基金に対する資金の拠出があった日を平成 11 年 4 月 5 日とす
る。

内閣総理大臣 小 淵 恵 三

内閣総理大臣 小 淵 恵 三

被災者生活再建支援基金の指定について

被災者生活再建支援法第 6 条第 1 項の規定に基づき、申請のとおり財団法人都道府県会
館を被災者生活再建支援基金として指定する。

関係機関連絡先

機 関 名	住 所	電 話	F A X
内閣府 政策統括官（防災担当）付 災害復旧・復興担当	〒100-8969 東京都千代田区霞が関 1丁目2番2号	03-3501-5191	03-3581-8933
財団法人 都道府県会館 被災者生活再建支援基金部 Eメールアドレス k i k i n @ n g a . g r . j p	〒102-0093 東京都千代田区平河町 2丁目6番3号	03-5212-9111	03-5210-4900
全国知事会 調査第二部	同 上	03-5212-9131	03-5212-9133